

議案第10号

佐倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月24日提出

佐倉市長 西田三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

佐倉市国民健康保険条例（昭和34年佐倉市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 削除（第4条）」を「第3章 被保険者（第4条）」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 被保険者

（被保険者としない者）

第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。